

# 審査請求の手の続の流れについて（かんたん版）

当室が担当する審査請求の流れを分かりやすく理解していただくため作成しました。

下記は、処分に対する審査請求で、審査請求人と処分庁以外の当事者がないものにおける代表的な手続のみを簡略的に示したものとなっています。

## ◎ コンプライアンス推進室が担当する事務

コンプライアンス推進室では、下記の各手続のうち、3から8までの手続に係る事務を担当しています。

1、2及び9の事務は、審査庁の事務をつかさどる部署が担当します。

## 1 審査請求書の提出

審査請求をするためには、原則として、審査請求書を提出する必要があります。審査請求書の提出は、審査請求に係る処分の内容、審査請求の理由等の必要事項を記載するなど、法令の定めに従って行わなければなりません。（法第19条）



## 2 審査請求書の（形式）審査及び補正

審査請求書が法令の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じます。審査請求人が期間内に不備を補正しないときは、下記の審理手続を経ることなく、裁決で、当該審査請求を却下します。

また、審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきについても、審査庁は、審理手続を経ることなく、裁決で、当該審査請求を却下します。

（法第23条及び第24条）



## 3 審理員の指名

行政不服審査法では、審理の公正性・透明性を高めるため、処分に関与しない職員（審理員）が、審査請求の審理手続を行う旨定められています。

審査庁は、処分に関与しない職員のうちから審理員を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁（処分担当部署）に通知します。（法第9条）



## 4 弁明書の提出

審理員は、処分庁に対し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めます（弁明書とは、審査請求の対象となる処分内容及び理由を詳しく記載した書面のことをいいます）。

審理員は、処分庁から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人に送付します。（法第29条）



## 5 反論書の提出

審査請求人は、処分庁の弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を審理員に提出することができます。

審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときは、これを処分庁に送付します。  
(法第30条)



反論書の提出後、書面のやり取り（再弁明書、再反論書等の提出など）が続く場合があります。



## 6 口頭意見陳述（申立てのあった場合に実施）

審査請求人の申立てがあった場合には、この審査請求に係る案件に関する意見を口頭で述べることができる機会（口頭意見陳述）が設けられます。

口頭意見陳述において、審査請求人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁に対して質問をすることができます。  
(法第31条)



## 7 審理手続の終結及び審理員意見書の作成

審理員は、必要な審理を終えたと認めた等の場合には、審理手続を終結し、審査請求人及び処分庁に対し、その旨を通知します。

その後、審理員は、審査庁がすべき裁決に関する意見書（審理員意見書）を作成し、審査庁に提出します。  
(法第41条及び第42条)



## 8 京都市第1行政不服審査会での審査（法律の規定により実施しない場合あり）

審理員意見書の提出を受けた審査庁は、裁決についての考え方を整理したうえで、外部の有識者委員から構成される京都市第1行政不服審査会に諮問します（法律の規定により諮問を要しない場合があります。）。

京都市第1行政不服審査会は、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性について審査のうえ、審査庁に答申します。  
(法第43条及び第5章など)



## 9 審査庁から裁決書の送達

審査庁は、京都市第1行政不服審査会の答申を受けたとき（同審査会への諮問をしない場合にあつては、審理員意見書が提出されたとき）は、遅滞なく、裁決をしなければなりません。

裁決は裁決書を作成して行い、審査請求人に裁決書が送達されたときに、その効力が生じます。  
(法第44条から第53条まで)